

## 2 エレベーター賠償責任補償制度

(昇降機賠償責任保険)

### ◆この制度の特長

- ①制度① 保育施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理(エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備)に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ②被害者への損害賠償金(治療費、慰謝料、葬祭費用)、争訟費用などが支払われます。



### ◆被保険者

保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育所(園)  
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

### ◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設のエレベーターの管理不備による誤作動で子どもがドアにはさまれてケガをした。

等

### ◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額
身体障害	1名につき 3,000万円    1事故につき 3億円	なし
財物損壊	1事故につき 1,000万円	なし
保険料(エレベーター1台につき)	3,970円	

※施設に設置している全台数分(人荷用)を一括してご加入いただきます。  
※エスカレーターの場合は別途、代理店・扱者までお問い合わせください。